

第 81 号	関西圏大学非常勤講師組合	2025年7月6日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教気付

1. 同志社 10 年上限雇止め団交へ	p. 1	2. 阪大裁判、控訴審第 1 回報告	p. 2
3. 大阪芸術大学不当雇止め団交報告	p. 2~3	4. 西南学院大学不当減ゴマ、団交へ	p. 3~4
5. 夏季カンパのお願い	p. 4		

同志社10年上限雇止めを阻止しよう!!

同志社は2016年度から新規採用の非常勤講師(嘱託講師)に10年上限規定をもうけ、毎年の団体交渉でも組合の撤回要求を拒否し続けています。

法人は最初から契約書に明記し、毎年の出講調査フォームでも周知徹底しているため問題ないとうそぶいていますが、2015年4月に施行された改正労働契約法は、「有期労働契約であることを理由に不合理な労働条件が定められることのないよう」「働く人が安心して働き続ける社会を実現するためのもの」(厚生労働省『改正労働契約法のあらまし』)であり、立法趣旨に正面から背くものです。

関西大学・関西学院大学・京都産業大学・龍谷大学をはじめとして多くの大学では5年での無期転換権を認めており、従来の非常勤講師と仕事内容は変わらないにもかかわらず、「授業担当講師」という脱法的制度をもうけた立命館大学でも、無期転換が認められたケースは少なくありません。

同志社でも2023年度から今年度までは10年継続という条件があるとはいえ、無期転換権を認めています。立命館のように名称すら変

更することなく、採用年の違いだけで不当な差別をもうけることは、高等教育機関として到底許されるものではありません。

残念ながら無期転換してもそれのみで給与が上昇するものではなく、担当科目が廃止されるなど使用者側に合理的な理由がある場合には、雇止めを阻止することはできません。

しかし10年上限該当者の担当科目の多くは語学など次年度も開講されるものであることは、法人側も認めています。雇止めされる理由は、法人が改正労働契約法の趣旨に反して定めた規則以外にはないのです。

2026年3月での雇止めをあきらめるのではなく、立法趣旨に基づいて、5年で発生している無期転換権を申請しましょう。半期の空白をもうける違法なクーリングをもちかてくるかもしれません。それに甘んじることなく、正当な権利を行使しましょう。今年阻止しなければ2017年以後の採用者の状況も改善されません。

組合では7月25日(金)18:00から法人との団交を予定しています。当事者は組合に加盟して直接に声を届けましょう。(文責:大村)

お詫びと訂正:5月11日発行の「非常勤の声」80号掲載の2024年度定期団交総括表において、大阪産業大学の定年年齢を65歳としましたが、68歳の誤りでした。

2025年6月17日阪大訴訟大阪高裁 控訴審第1回期日報告

「2013年から10年上限雇い止め」で2022年度末に雇止めされた阪大非常勤講師4名が地位確認と雇止め無効を求めて2023年2月9日に大阪地裁に提訴した訴訟は、2025年1月30日に原告全面敗訴の不当判決が出た後、大阪高裁での控訴審第1回期日が6月17日(火)13時30分に別館72で開かれました。公正公平な判決を求めて団体・個人署名とネット署名を事前に大阪高裁に提出しましたが、そのかいもあってか、第2回期日が8月26日(火)14時からに設定されました。みなさまのご支援を引き続きよろしく申し上げます。

この集団訴訟の争点は、阪大は2022年度から労働契約の非常勤講師の勤務実態がそれ迄の「準委任契約」とどう違うのか、という点でした。しかし地裁判決は原告の労働実態の事実認定を適正に行わず、「労働者である教員とは異なり、被告から、委嘱に係る授業以外の業務を義務として命じられることはなく、諾否の自由があることがうかがわれるほか」「本件各委嘱契約で定められたところに従って業務を遂行するにとどまり、業務の遂行に当たり、被告から一般的のみならず、具体的な指揮監督を受けることが想定されていない」と原告の労働者性を否定し、大学の虚偽証言まで丸

呑みする形で「原告全面敗訴の結論」を導き出しました。

また、原告2名は旧大阪外国語大学で2007年9月30日まで労働契約で勤務しており、同年10月1日付の阪大・旧大外大の統合以降「準委任契約」とされたことで何が変わったのかが争点でしたが、地裁判決は「旧外大との間で有期雇用契約を締結していたとしても、包括承継ではない本件統合により、被告との間で新たに委嘱契約を締結した」ので関係ないと退けました。

控訴審第1回期日では、原告側弁護団が「控訴審開始にあたっての意見陳述」を口頭で行い、「認定された事実について法的にどう解釈すべきかを検討するのが裁判の使命」であるにもかかわらず「原判決には、重大な事実誤認や事実認定の脱漏があまりにも多く」「先に結論を決めてそれに合う事実だけを認定したのではないか」という問題を指摘しました。更に旧大阪外大非常勤講師の原告2名に関しては「なぜ、非常勤講師としてまったく同様の働き方をしているのに、労働者性が認められなくなったり、認められることになったりするのかが、原判決にはまったく合理的な説明」がないことも指摘しました。(文責：新屋敷)

大阪芸術大学と4回目の団体交渉!!

6月5日に大阪芸術大学と4回目の団体交渉をおこないました。最初に組合から、Aさんの雇止めを決定した2024年9月27日の会議について、その会議に出席した大学事務局長

に質問しました。事務局長は、「Aさんの雇止めについては学科長ひとりで判断したわけではなく、27日の会議以前に、学科内で議論した結果である。27日の会議では、学科長、事

務局長、理事 3 名および事務方らが参加して学科の次年度の人事等について話し合われ、そこで A さんの次年度雇止めを決定した。理由については、学科長から詳しい説明はなかった。学生からのクレームの録音は提出されなかった」と回答しましたが、学科内の議論の日時、参加者等は明らかにしませんでした。また、「学科長から法人本部への報告書はあるが、開示するかどうかはこれから検討する」回答しました。

組合は、「学生からのクレームがあったのなら、本人にそのことを知らせて改善を求めるべきであって、いきなり雇止めにするのは手続き上問題がある。また、A さんの教育能力に問題があるとして 9 月 27 日以降に教育能力試験をすると A さんに伝えているが、なぜ、雇止めを決定した後で試験をするのか」と追及しました。これに対して代理人弁護士は、「手

続き上のことと判断は別である。手続きに問題があったとしても判断は変わらない」と強弁しました。

また、2024 年 10 月 24 日の面談（学科長と A さん）では、学科長は「学生からのクレームの録音がある」と発言しています。組合は録音の開示をもとめたのですが、今年 5 月 24 日付の文書回答で、「学生の特定につながる可能性が否定できない」として開示を拒否しました。しかし、組合の執行委員に限定して開示すれば、何ら問題はないはずです。

組合は以前から、A さんの雇止め決定の経緯をよく知っている学科長の出席を求めています。いまだに出席させません。こうした団交を今後も続けるのであれば、不誠実団交として大阪府労働委員会に訴える、また労働審判も考えていると発言して、団交は終了しました。（文責：江尻）

西南学院大学と 3 回目の団体交渉へ

「非常勤の声」80 号にあるように、西南学院大学と 4 月 2 日に団体交渉をおこないました。この団体交渉に基づいて組合から回答要求書を大学に提出しました。4 月 18 日に大学から文書回答がありました。しかし、この文書回答は団体交渉で大学側が回答したことに反した内容になっています。例えば、減ゴマの理由について、団体交渉では教科書作成に協力した非常勤講師の増ゴマのために他の非常勤講師を「原則 1 コマ」にしたためと回答しましたが、文書回答では、これを撤回し、クラス数と曜限が限られているため、講師全員に希望するコマ数を提供できないという事情から「原則 1 コマ」にしたとしています。

しかし、減ゴマされた 2019 年度には、教科

書作成に協力した非常勤講師にはコマ数を増やし、さらに 5 名もの非常勤講師を採用しています。非常勤講師全員に希望するコマ数を提供できないのであれば、なぜこの年に大学は多くの非常勤講師を新規採用したのか、教科書作成に協力した非常勤講師を増ゴマにしたのか、合理的な説明が必要です。また、教科書作成に協力した非常勤講師を増ゴマにした理由についても、文書回答では「授業に教科書を使用することで修正箇所を見つけることが効果的であるから」と、意味不明の回答をしますが、教科書は共通教材として非常勤講師全員が使用しているのですから、非常勤講師全員から意見を聞いて修正すべきです。教科書作成に協力した非常勤講師が増ゴマになっ

たのは論功行賞であることは明らかです。

このように大学からの文書回答が 1 回目の団体交渉での大学の回答と矛盾した内容と

なっているため、組合は再度、団体交渉を申し入れました。団交は 7 月 29 日に行われる予定です。(文責：江尻)

組合へ夏季カンパのお願い

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

「非常勤の声」80 号でお知らせしましたように、昨年度はいくつかの大学で賃上げを勝ち取ることができましたが、その額は微々たるもので、今年度はより一層の交渉を強めていく必要があります。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願ひします。

(振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために 今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 4 割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 06-6763-3206 関西私大教連)で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所 (-)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(大私教気付、大村) 木・金 午後 メール: sodan@hijokin.org

